

河南町消費生活だより

第18号 平成27年9月発行



【相談窓口】

富田林市消費者相談室

富田林市役所1階 7番窓口奥

☎0721-25-1000

平日 午前9時～12時

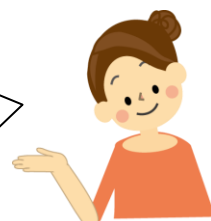
午後1時～4時

みなさん、こんにちは。

近年、スマートフォンやゲーム機などの使用により、子どもがインターネットを利用する機会が増えました。

それに伴い、国民生活センターには、子どもの消費者トラブルに関する相談が寄せられています。

そこで、第18号では、「子どもの消費者トラブル」について、事例を取り入れながら考えたいと思います。



【相談事例】



- ・ゲーム機でインターネット検索中にアダルトサイトに入り、いくつかの質問に答えたら、突然、料金請求画面が出た。
- ・通信教育専用のタブレット端末でオンラインゲームをした。後日、クレジット会社から高額な料金を請求された。

- ・スマートフォンで、アプリに表示されたバナー広告に触ったところ、アダルトサイトに登録されてしまい、料金を請求された。
- ・お小遣いで購入したブランド物のスニーカーが、偽物であった。返品したい。



【イラスト提供：消費者庁】

最近の携帯ゲーム機は、無線LANなどを利用できる環境があれば、簡単にインターネット接続されることがあります。

また、解約をした後の親のスマートフォンを使い、子どもがオンラインゲームをし、ゲーム内のアイテムを購入していたという相談も寄せられています。

子どもは、携帯電話やゲーム機などで新しい機能を持ったものが出てきても、すぐに使いこなします。

保護者は、それらの機能などを把握し、子どもがトラブルにあわないように、日頃からインターネットの利用について、よく話し合うようにしましょう。



トラブルにあわないためのチェックポイントをご紹介します！！

□身に覚えのない料金を請求された場合

突然、登録画面になり、料金を請求されたからといって、契約が成立しているとは限りません。

また、身に覚えのない料金請求のメールが届いても、契約した覚えがなければ、支払う必要はないので、無視しましょう。

また、登録解除画面に誘導し、料金を請求するケースも見られます。慌てて事業者に連絡することは、新たな個人情報を知らせることになるので、絶対にやめましょう。



□オンラインゲームを利用する場合

携帯電話やスマートフォンのゲームサイトでは、ゲーム自体が無料でも、アイテムが有料になっている場合があるので、料金については、きちんと確認しましょう。

また、有料のゲームサイトによっては、アイテム課金などの利用金額に上限を設定することができる場合があるので、一度確認しましょう。



□インターネットショッピングを利用する場合

偽物の商品が届いたり、商品が届かないなどの相談が報告されています。

- ・連絡先の表記が不十分
- ・大量に在庫があり、半額以下の価格で販売している
- ・個人口座に前払いさせ、支払方法に「代引き」が使えない



など、偽物を販売するサイトの特徴を知り、このようなサイトは、利用しないようにしましょう。



子どもを消費者トラブルから守るために、スマートフォンやタブレット端末、ゲーム機には、有害サイトにアクセスしないように、フィルタリング（子どもに見せたくないインターネット上の情報の閲覧を制限する機能）を設定し、親子で利用方法やルールを事前に話し合しましょう。

お知らせ

～河南町消費生活友の会 会員募集！！～

河南町消費生活友の会では、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！

【発行・問い合わせ先】 河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場2階）

☎0721-93-2500（内線281・282）

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費者相談室」が窓口です。

